Νo	4
----	---

事	務	事 業	名	芝地区均	地区地域防災力向上 開始年度 昭和 51								
所			属	芝地区約	総合支所協働推進課協働推進係	種別		_					
所	管	課	長	芝地区約	総合支所協働推進課長								
基	本	政	策	1	都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまた	ちをつくる	3						
政		策	名	(5)	自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進む	かる							
施		策	名	4	地域の防災力向上								

					事業概要
事	業	の	目	的	今後30年以内に70%の確率で発生するといわれる首都直下地震に備えて、地域住民、事業所等の地域防災力を向上させることを目的としています。
事	業	の	対	象	港区内の防災住民組織、地域防災協議会、町会・自治会、共同住宅の居住者・管理組合・管理事業者が結成した団体、高層住宅の居住者が当該高層住宅ごとに自主的に結成した防災組織等
事	業	<i>ත</i>	概	要	【防災知識普及・啓発】 区民や事業者に対して、防災知識の普及・啓発を促進するため、出前講座や防災展の実施、イベントの参加出展を行います。 【防災住民組織育成・支援】 防災住民組織、地域防災協議会等の地域団体の自主的な防災活動を支援するため、地域防災訓練の支援、講習会等を開催します。 【地域防災アドバイザー派遣】 防災住民組織や地域防災協議会等に対し、防災アドバイザーを1団体につき年5回まで無料で派遣します。 【地域防災協議会育成・支援】 地域防災協議会の活動支援及び活動費の一部補助を行います。 【高層住宅等の震災対策】 高層住宅の防災対策推進に向け、体制や組織作り、防災計画の策定、防災講演会・学習会や地域団体との連携希望時に防災アドバイザーを派遣します。
根	拠	法	令	等	東京都震災対策条例、港区防災対策基本条例、地域防災協議会の支援に関する要綱、防災住民組 織の育成に関する要綱、港区防災アドバイザー派遣要綱

		【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価
	始当時の背景・ これまでの経緯	地域での防災対策は、従前は防災課が実施していましたが、平成18年度からの区役所・支所改革により、各地区でより地域に密着した防災力向上の取組を開始しました。 東日本大震災の教訓を得て、港区特有の課題である高層住宅の震災対策や地域での対策 がさらに進むよう、平成23年度から高層住宅資機材助成や防災アドバイザー派遣を開始しました。また、高層住宅資機材助成については、対象マンションの規模を見直すな どの対応をしてきました。
	評価	A B C 高い どちらともいえない 低い
評価の	公益性 (情勢変化により 区が実施する意義 に変化はないか)	©
着眼点	今日性 (情勢変化により 区民ニーズとの不 整合はないか)	©
①事	事業継続の必要性	©
①事業継続の必要性 評価の理由		住民による自助・共助が災害時に多くの人命を救うことは過去の災害からも明白であ り、高い確率で発生が予想される首都直下地震に備え、平時から防災知識の普及・啓発 や防災住民組織の育成を行うことは必要不可欠です。

			ステップ	72] ②	事業の変	効果性・	③事業	の効率性	生に係る	評価		
				(2)事業の	効果性	こ係る評	平価				
	指標1		または共催 示・講座等		指標2			・在勤者主体の防 が防災講座実施回数 ₊₊		アドバイ	ザー派遣	延べ回数
事業	拍徐!	当初予定	実績	達成率	拍徐∠	当初予定	実績	達成率	指標3	当初予定	実績	達成率
の 成	平成29年度	10	7	70.0%	平成29年度	20	41	205.0%	平成29年度	20	17	85.0%
果	平成30年度	10	10	100.0%	平成30年度	20	42	210.0%	平成30年度	20	5	25.0%
	令和元年度	11	_	_	令和元年度	30	_	_	令和元年度	15	_	_
		指標1、 れました。		いら表れて	こいるよう	に、地域原	方災協議会	きや防災住	民組織の	防災知識音	普及・啓発	が促進さ
	評価		<i>/</i> 高				E どちらとも	-			(低	
2	事業の効	果性	(
	事業の効 評価の理	\wedge \Box	地域防災	協議会や	区内在住	(いるか、 注者・在勤 共助の仮	者が主体	となって	て訓練を行	テう回数が	が増加して	ているこ
				(③事業の)効率性(こ係る評	严価				
					予算状況	況の内訳(千円)				決算状況	(千円)	
事	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
業費	平成29年度	6,887	100%	6,887	0	0	0	0	0	6,887	6,053	88%
の 状	平成30年度	6,525	100%	6,525	0	0	0	0	0	6,525	4,854	74%
況	令和元年度	8,425	100%	8,425	0	0	0	_	_	_	_	_
			下してい	ます。台		こなったこ gは、数年						
A B 高い どちらともいえない						(低						
③事業の効率性			(
(費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているが ③事業の効率性 芝地区の地域防災力向上に必要な経費を計上しています。)v)						

【ステップ3】 総合評価	〇 拡充	● 継続	○ 改善	○統合	○廃止
本事業に係る所管課の意見総合評価に係る具体的な理由(根拠)とと来年後の対応)を記載します。・「拡充」:レベルアッ・「継続」:現状維持・「改善」:対象範囲、変む、・「統合」:他事業と統合	地域住民や地域事業 たは共催する防災 災訓練及び防災講 も、在勤者主体の 常に有効であり、	訓練等の実施回数 座実施回数も増加 防災活動が活発に	が増加するとともI しています。事業 なることは、災害I	こ、区内在住者・2 者が多い芝地区の9 時における自助・	在勤者主体の防 特性に鑑みて 共助の取組に非

Νο	5
----	---

	== m + 1 = =													
	評価対象													
事	務马	事業	名	芝地区約	総合防災訓練	開始年度	平成	18	年度					
所			属	芝地区約	総合支所協働推進課協働推進係	種別		-						
所	管	課	長	芝地区約	総合支所協働推進課長									
基	本	政	策	1	都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるます	ちをつくる	5							
政	Ś	衰	名	(5)	自助・共助・公助により災害に強い都心づくりを進む	かる								
施	Ś	衰	名	4	地域の防災力の向上									

	事業概要
事業の目的	地域ぐるみの防災対策の促進及び港区地域防災計画の運用の習熟を図ります。
事業の対象	町会・自治会、防災住民組織、事業所等
事業の概要	港区地域防災計画に基づき、区民及び事業者の災害時における自助・共助を推進するため、消防署等の関係機関、防災住民組織などと連携し、実効性のある防災訓練を実施します。 また、総合防災訓練には慈恵看護専門学校や御成門中学校、芝商業高等学校などに協力を依頼しており、それぞれ訓練メニューや運営補助を担当してもらっています。
根拠法令等	港区総合防災訓練実施要綱

		【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価
	始当時の背景・ れまでの経緯	昭和46年度から、防災課が一元的に総合防災訓練を実施してきました。平成18年度からの区役所・支所改革により、各地区の訓練をより地域に密着した訓練として各総合支所で実施しています。 地区の特性等に応じて訓練内容を見直すとともに、参加者増加や外国人の参加促進等を推進するため、親子で楽しめるメニューの実施など様々な工夫をしています。
	評価	A B C 高い どちらともいえない 低い
評価の	公益性 (情勢変化により 区が実施する意義 に変化はないか)	©
着眼点	今日性 (情勢変化により 区民ニーズとの不 整合はないか)	
①事	1業継続の必要性	©
①事	「業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 災害時の電力供給や非常用伝言ダイヤルについて、参加者に正しい知識を学んでいただ くことは公益性が高く、継続して実施する必要があります。また、芝地区の地域的特性 や、時代に合せた防災対策として、高層住宅での在宅避難の方法や、女性視点での防災 対策について普及啓発を行うことは今日性が高く、当該事業は必要不可欠です。

	【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価											
					②事業の	効果性	に係る評	平価				
	# 1	総合防	災訓練参	加者数	#:## O				15.1 4. O			
事業	指標1	当初予定	実績	達成率	指標2	当初予定	実績	達成率	指標3	当初予定	実績	達成率
の 成	平成29年度	800	845	105.6%	平成29年度				平成29年度			
果	平成30年度	800	0	0.0%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	900	_	_	令和元年度		_	_	令和元年度		_	_
指標 <i>t</i> 事業	n ら見た の 成 果									が845名で 成果をあ		
	評価		<i> </i> 高				E どちらとも	3 もいえない			(低	
2	事業の効	果性	(
	事業の効 評価の理		訓練の参	加者が増	曾加するこ		対域の自即			役として∄ 意識が高る		ることを
				(,	3事業の	効率性!	に係る評	平価				
					予算状況	予算状況の内訳(千円)				決算状況	(千円)	
事	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
· 業 費	平成29年度	1,610	100%	1,610	0	0	0	373	0	1,983	1,719	87%
の 状	平成30年度	2,181	100%	2,181	0	0	0	0	0	2,181	1,886	86%
況	令和元年度	2,173	100%	2,173	0	0	0	_	-	_	-	_
						常等の委託 ことなった				成30年度1 ています。	ま事業費2	が増加
	評価		/ 高				-	3 らいえない			(低	
3	事業の効	率性										
③事業の効率性 評価の理由										果が得られ 上している		5\)
	ステッフ	°3]		11-1-		♦\\\ 		7+¥		4± ^		

【ステップ3】 総合評価	〇 拡充	◉ 継続	○ 改善	○統合	○廃止
本事業に係る所管課の意見 総合評価に係る具体的な実施のは、と来後の対応とので記載立と、「大変を記載を行った」・「投続」・「大数・「大数・「大数・「大数・大変・」が、が、大数・大変・では、ないが、大変・では、大変をは、大変・では、大変・では、大変・では、大変・では、大変・では、大変・では、大変・では、大変・では、大変・では、大変・では、大変をは、大変をは、ないが、大変をは、大変をは、大変をは、大変をは、ないが、大変をは、大変をは、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが、ないが			ており、地域として 識を普及・啓発して		

Ν	0	6			令和元年度 港区事務事業評価シート							
	評価対象											
事	務日	事業	名	芝地区生	上活安全活動推進事業	開始年度	平成	18	年度			
所			属	芝地区約	総合支所協働推進課協働推進係	種別						
所	管	課	長	芝地区約	総合支所協働推進課長	,						
基	本	政	策	1	都心の活力と安全・安心・快適な暮らしを支えるまち	をつくる						
政	ļ	策	名	(4)	(4) 安全で安心して暮らせる都心をつくる							
施	,	策	名	8	⑧ 安全で安心できるまちづくりの推進							

					事業概要
事	業	の	目	的	事業の対象団体や所有者、区民等が防犯及び生活安全に関する装置の設置や活動を行った際の経費を助成することにより、防犯意識の向上、地域の明るい環境づくりを推進するほか、建物への侵入犯罪等の抑止及び防止を図り、安全で安心して生活できる居住環境の実現を目指します。
事	業	の	対	象	区内防犯協会、区民等及び事業者を構成員とする団体、マンションの管理組合等及び公共住宅等 に居住する住民で構成されている団体又は賃貸住宅の所有者、区内に住所を有し、かつ、区の住 民基本台帳に登録されている世帯の世帯主又はこれに準ずる者、町会、自治会、商店会等
事	業	の	概	要	①区内防犯協会が防犯活動や生活安全活動を実施するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】 1 回の申請につき、上限30万(1年度内1回)。 ②区民及び事業者を構成員とする団体が実施する生活安全活動に要する経費の一部を助成します。 【補助限度額】 1 回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限15万円(1年度内1回)。 ③区内の共同住宅の管理組合等又は所有者が共用部分の防犯対策するための経費の一部を助成します。 【補助限度額】経費の総額の2分の1の額。上限50万円(新たに設置する場合のみ)。 ④区内に居住し、住民登録をしている世帯主等が居住住宅の防犯対策をするための経費を助成します。 【補助限度額】5千円以上の経費が対象。経費の2分の1の額。上限1万円(1住戸1回)。 ⑤商店会等が、防犯等を目的として設置する防犯カメラ等整備及び維持管理経費の一部を助成します。 【補助限度額】防犯カメラ等整備費は、1回の申請につき、経費の総額に4分の3を乗じて得た額。上限1,500万円。防犯カメラ等維持管理費は、経費の総額。防犯カメラ1台につき、上限1万5千円。
根	拠	法	令	等	港区防犯協会補助金交付要綱、港区安全安心まちづくり補助金交付要綱、港区共同住宅防犯対策 助成事業実施要綱、港区住まいの防犯対策助成事業実施要綱

		【ステップ1】①	事業継続の必要性に係る評価	
	出当時の背景・ れまでの経緯	的として、事業を開始し	に対する不安の高まりとともに、防犭 ました。 ・支所改革により、各地区総合支所 [~]	
	評価	A 高い	B どちらともいえない	C 低い
評価の	公益性 (情勢変化により 区が実施する意義 に変化はないか)	© L		
着眼点	今日性 (情勢変化により 区民ニーズとの不 整合はないか)	© L		
①事	業継続の必要性	© L		
①事	「業継続の必要性 評価の理由	防犯カメラの設置に関 らの要請などにより、増 住まいの防犯対策助成	については、制度発足時の状況とは昇 トが低減してきていることから助成件	高まっていることや警察か 異なり、量販店での購入が

	【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価											
				(2)事業の	 効果性(に係る評	 平価				
		共同住宅	 防犯対策	助成件数		住まいの)防犯対策助成件数					
事業	指標1	当初予定	実績	達成率	指標2	当初予定	実績	達成率	指標3	当初予定	実績	達成率
の 成	平成29年度	7	1	14.3%	平成29年度	10	12	120.0%	平成29年度			
果	平成30年度	7	4	57.1%	平成30年度	10	6	60.0%	平成30年度			
	令和元年度	7	_		令和元年度	10	_	-	令和元年度		_	_
	ヽら見た の 成 果	ンピック 前年度よ	・パラリン り増加し、	ノピックの 区内で増	開催に向けるマン	ナ、さらに	- 需要が見 5犯をサポ	込まれる。 一トして!	考えられま と想定しま います。- ます。	す。共同	住宅防犯則	カ成は、
	評価		<i>/</i> 宫	٠ د،			と と ちらとま	3 もいえない			(低	
2	事業の効	果性	(2352	J. V. Z. Z. V.			图	0.
	事業の効 評価の理		地域の防 防犯カメ で増加し	犯力を高め ラ等を設置 ているマン	かるために 置するなど _ノ ションの	は、警察 ² 直接行動で 防犯をサス	や行政だけ することか ポートして	けでなく、 が効果的な こいます。	手段とし [*] 引き続き 手段です。 しかし住る 評価は低い	関係機関や 共同住宅 まいの防犯	防犯助成	は、区内
				(,	③事業の	効率性	に係る評	严価				
					予算状況	予算状況の内訳(千円)					決算状況	(千円)
事	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
· 業 費	平成29年度	14,338	100%	14,338	0	0	0	-1,607	0	12,731	10,271	81%
の 状	平成30年度	34,471	100%	34,471	0	0	0	-2,108	0	32,363	31,163	96%
況	令和元年度	25,597	100%	25,597	0	0	0	_	_	_	_	_
	から見た の 状 況	で事業費	が増加し	ています	。また、	防犯カメ	ラ台数の	増加に件	含め、計 ⁴ い、維持 [、] 見込まれ	管理費も	を備を行っ 増加傾向	たこと にあり
A 高い							_	3 もいえない			(低	
3	事業の効	率性	(
③事業の効率性 評価の理由 (費用対効果 関係機関や地語 高めることがおり、今後も す。					民等が協 ます。ま	力して防 た、区民	犯活動を の犯罪へ	行うこと の不安や	により、 防犯に対	効率的に する関心	.地域の防 は益々高	犯力を まって

【ステップ3】 総合評価	〇 拡充	〇 継続	⊚ 改善	○統合	○廃止
本事業に係る所管課の意見総合評価に係る具体的な理由(係る具体的な理由(を発生後の対応)を記載します。・「拡統」:・・・「継続」・・・・「と来」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	共同住宅防犯助成は 続する必要がありま 量販店等で防犯機割 来年度からいを発力ス 策助の整合性を勘 度との整合性を勘 ま	ます。住まいの防治 器を廉価で購入した 付する必要がありま くう設置助成の負担 防犯に関する社会	犯対助成は、年々即 やすくなり、区民ニ ます。 担割合の変更を予定 会情勢の変化や生活	h成件数が減少して こ一ズが低くなって ≧しているほか、値 話安全に関する他の	こおり、現在は こいることから 主まいの防犯対

Νο	7	令和元年度 港区事務事業評価シート
		評価対象

	評価対象										
事	務	事 業	名	芝地区。	芝地区みなとタバコルール推進 開始年度 平成 18						
所			属 芝地区総合支所協働推進課協働推進係 種別 一								
所	管	課	長	芝地区約	支地区総合支所協働推進課長						
基	本	政	策	2	環境にやさしい都心をみなで考えつくる						
政	政 策 名 (10) 環境に対する意識を高め行動する										
施		策 名 ① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進									

	事業概要
事業の目的	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例で規定する「みなとタバコルール」に基づき、公共の場所での喫煙による迷惑の防止の取組を推進するとともに、喫煙者のマナーやモラルが定着するよう周知・啓発を行い、区民が健康で安全かつ快適な生活を営む上で必要とする環境の実現を図ります。
事業の対象	区内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は区内を通過する者及び区内事業者等
事 業 の 概 要	みなとタバコルールを周知及び浸透させるため、以下の取組を行っています。 ①芝地区管内におけるタバコに係る苦情・相談対応 ②みなとタバコルールの周知・啓発 ・区民、事業者等の地域の皆さんと協働及び連携し、みなとタバコルールの啓発と環境美化のキャンペーン活動を実施 ・区内駅周辺等を中心に、路上・歩行喫煙の禁止についての路面シール、ポスター等を設置 ③巡回啓発員による路上・歩行喫煙者への指導・啓発の実施 ④芝地区管内の指定喫煙場所の整備・管理、環境改善 ⑤指定喫煙場所の清掃
根 拠 法 令 等	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、港区指定喫煙場所の設置等に関する要綱、 港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例に基づく勧告及び公表に関する要綱 等

	【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価
開始当時の背景・ これまでの経緯	健康増進法の改正に伴い、平成15年度から17年度まで、「みなとタバコルール」を試行し,主要駅周辺6箇所を「重点モデル地区」に指定するとともに、道路(駅前広場を含む)に「指定喫煙場所」を設置しました。 平成18年度以降は、区役所·支所改革を契機に、各地区で地域と密着した啓発や清掃事業を展開しています。 平成26年7月には、条例にタバコルールの基本方針を条文化し、取組を更に推進しています。 また平成30年度の健康増進法の一部改正や東京都受動喫煙防止条例の制定により、港区では更なる喫煙環境の整備に取り組んでいます。
評価	A B C 高い どちらともいえない 低い
公益性 評 (情勢変化により 価 区が実施する意義 の に変化はないか)	©
着 今日性 眼 (情勢変化により 点 区民ニーズとの不 整合はないか)	©
①事業継続の必要性	
①事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 例年タバコに関する苦情・相談が多いことから継続して実施する必要性は高く、継続し て普及啓発を行うことが「みなとタバコルール」の浸透、ひいては港区におけるマナー 向上に繋がります。

	【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価											
	②事業の効果性に係る評価											
		苦				指定傳	 喫煙場所記	 设置数				
事業	指標1	当初予定	実績	達成率	指標2	当初予定	実績	達成率	指標3	当初予定	実績	達成率
の 成	平成29年度	240	257	107.1%	平成29年度	17	20	117.6%	平成29年度			
果	平成30年度	257	216	84.0%	平成30年度	20	27	135.0%	平成30年度			
	令和元年度	216	_	_	令和元年度		_	_	令和元年度		_	_
指標1 指標から見た 民等にル 事業の成果 指標2 用した局			・ールが浸 指定喫煙	透して↓ ■場所設置	\ることに 置箇所数 <i>0</i>	は、「みなこよると考 こよると考 ころか所増 い所です。	えられま かうち、	ŧす。 「港区₫	屋内喫煙原			
	評価			٠ ۲			E どちらとも	_			(低	
2	事業の効	果性	(
	事業の効 評価の理		社会にお	ける健康	意識の高	ているか、 Sまりや、 S業は現在	快適な生	E活環境を	を確保する	る観点から		なとタバ
					3事業の)効率性(こ係る評	平価				
					予算状況	兄の内訳	(千円)				決算状況	(千円)
事	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
事 業 費	平成29年度	34,266	100%	34,266	0	0	0	0	0	34,266	33,950	99%
の 状	平成30年度	35,039	100%	35,039	0	0	0	0	0	35,039	34,734	99%
況	令和元年度	37,961	100%	37,961	0	0	0	_	_	_	_	_
		「みなと 年ほぼ横				が浸透を 図	るため、	通年で行	テう事業だ	がほとんと	どで、事刻	業費も毎
	評価			٠ ١			E どちらとも	3 らいえない			(低	
3	事業の効	率性	(
	事業の効 評価の理		地域との	協働で行	う「芝地	旦等の観点 也区クリー よとタバニ	-ンキャン	ノペーン」	、巡回排	事員・ 重	[点指導]	

【ステップ3】 総合評価	〇 拡充	◉ 継続	○ 改善	○統合	〇廃止
本事業に係る所管課の意見総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の対応と記載ない。これが、「故・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	・区には、毎年たけ的な巡回指導・啓発行う「芝地区クリー知・啓発を推進しまい。 東京2020オリン境改善や屋内指定呼	発を進めていく等 −ンキャンペーン ます。 ピック・パラリン	の対応を行ってい: 」を積極的に支援 ・ピック競技大会を	ます。また、地域 し、「みなとタバ	の方々と協働で コルール」の周

Νo	8
IN O	8

	評価対象											
事	務	事美	1 名	芝地区班	地区環境美化啓発 開始年度 平成 18 年							
所	ŕ		属	芝地区約	地区総合支所協働推進課協働推進係 種別 一							
所	f 僧	京課	長	芝地区約	地区総合支所協働推進課長							
基	本	政	策	2	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる							
政	政 策 名 (10) 環境に対する意識を高め行動する											
放	施 策 名 ① 多様な主体と連携した環境保全・美化活動の推進							·				

	事業概要
事業の目的	「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例」(平成10年4月施行)に基づき、区、区民等及び事業者が連携・協働し、地域環境美化のための取組を行い、良好な環境づくりを目指す。
事業の対象	在住者、在勤者、在学者、事業者等
事業の概要	・清掃用具の貸し出し (個人、団体、企業等が行う清掃活動に必要な用具の貸し出し) ・みなとタバコルールの他環境美化にかかる啓発用プレート等の作成と設置 (老朽化した啓発プレート等の取替、啓発を強化する場所等への新規設置) ・環境美化推進員の委嘱 ・清掃グッズの作成、キャンペーン事業等の実施を行う。
根拠法令等	港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する条例、同施行規則 港区環境美化推進員運営要綱

		【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価
	始当時の背景・ れまでの経緯	平成10年「港区を清潔できれいにする条例」により、環境美化に視点を置いた歩行喫煙や吸殻ポイ捨て防止の啓発活動を展開しました。 平成18年度の区役所・支所改革により、条例に基づく地域での活動を推進していくため、環境美化推進委員の委嘱や清掃道具の貸出など、地域の活動を支援していくとともに、環境に関するクリーンナップキャンペーンなどの啓発活動を行っています。
	評価	A B C 高い どちらともいえない 低い
評価の	公益性 (情勢変化により 区が実施する意義 に変化はないか)	
着眼点	今日性 (情勢変化により 区民ニーズとの不 整合はないか)	
①事	事業継続の必要性	
	事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 多数の団体が自主的に地域清掃など地域環境美化のための活動を実施しており、今後 もその要望は一定程度見込まれます。

		[ステップ	72] ②	事業の変	効果性・	③事業	の効率性	生に係る	評価		
	②事業の効果性に係る評価											
	七抽 1	環境美個	化推進員委嘱者		七冊の	環境美個	2推進員發	登録人数	七冊の	清掃用具貸出回数		
事業	指標1	当初予定	実績	達成率	指標2	当初予定	実績	達成率	指標3	当初予定	実績	達成率
の 成	平成29年度	14	14	100.0%	平成29年度	806	813	100.9%	平成29年度	18	21	116.7%
果	平成30年度	14	14	100.0%	平成30年度	813	706	86.8%	平成30年度	21	17	81.0%
	令和元年度	14		1	令和元年度	706	_	1	令和元年度	17	1	_
指標 <i>t</i> 事 業	、ら見た の 成 果	の清掃活	動等の支	援を行う	ことによ	、数や回数 こり、在住 一定程度寄	E、在勤、	在学等港				
	評価		<i>/</i> 高				E どちらとも	3 らいえない			(低	C L
2	事業の効	果性	(
	事業の効 評価の理	\wedge \Box				いるか、 かを支援す						考えられ
				()効率性(平価				
				* 0.01.00		元の内訳		4 m	14 7 <i>t</i> -t-		決算状況	
事業費	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源		都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
	平成29年度	3,551	100%		0	0	0	0	0	3,551	3,175	89%
の 状	平成30年度	3,454	100%	3,454	0	0	0	0	0	3,454	2,544	74%
況	令和元年度	2,335	100%	2,335	0	0	0	_	_	_	_	_
事業費から見た 啓発活動に必要な備品の確保が十分なため、一昨年と比べると予算額は減少していますが、 事業の状況 一定のニーズがある事業のため、今後もある程度の予算の確保は必要です。						が、常に						
	評価		<i>片</i> 高				_	3 らいえない) い
3	事業の効	率性	(
_	事業の効 評価の理		清掃用具	の貸出し	<i>、、</i> 環境美	登等の観点 全化推進員 の意識づく	の委嘱、	啓発プレ	ノートの排	引出によ!		

【ステップ3】 総合評価	〇 拡充	◉ 継続	○ 改善	○統合	○廃止
本事業に係る所管課の意見総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の対応を記載立ます。・「拡統」・・現状維囲ので記載充」・・「継続」・・対象等の含と、「規模、上、方法を実上、縮・大法を実上、統合」・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			活動中の災害に対し とができるため、総		

Νο	9
----	---

	評価対象											
事	務	事 業	名	芝地区野	也区環境改善開始年度 平成 18 年度							
所		属 芝地区総合支所協働推進課協働推進係 種別 一										
所	管	課	長	芝地区約	地区総合支所協働推進課長							
基	本	政	策	2	2 環境にやさしい都心をみなで考えつくる							
政	政 策 名 (4) 環境に対する意識を高め行動する											
施 策 名 ① 区民、事業、NPO及び行政が連携した環境保全活動の推進												

					事業概要
事	業	の	目	的	増えすぎたカラスによる被害から、区民の安全を守り、区民が快適に生活することができる環境 を整えることを目的とします。
事	業	の	対	象	カラスの威嚇、襲撃を受けている区民、在住・在勤者等
事	業	の	概	要	芝地区管内のカラス巣等撤去業務 (一軒家、管理組合のない集合住宅、管理者のいない神社仏閣の敷地、私道) ①カラスの巣の撤去 ②防鳥ネットの配布
根	拠	法	令	等	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律

		【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価
		平成18年度からの区役所・支所改革により、各地区においてカラス捕獲等のための委託 業務を行っています。
	評価	A B C 高い どちらともいえない 低い
評価の	公益性 (情勢変化により 区が実施する意義 に変化はないか)	
着 眼 点	今日性 (情勢変化により 区民ニーズとの不 整合はないか)	
①事	業継続の必要性	©
	業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) カラスによる威嚇等から区民の安全・安心を確保するため、事業の継続が必要です。

		[.	ステップ	72]2	事業の刻	効果性・	③事業	の効率性	生に係る	評価		
				(②事業の	効果性の	こ係る評	平価				
	七抽 1	カラス	ス被害苦情件数		11-1= 0	カラ	カラス巣撤去件数		11-1= O	カラス(ヒナ)回収件数		以件数
事業	指標1	当初予定	実績	達成率	指標2	当初予定	実績	達成率	指標3	当初予定	実績	達成率
の 成	平成29年度	10	5	50.0%	平成29年度	2	4	200.0%	平成29年度	2	0	0.0%
果	平成30年度	10	7	70.0%	平成30年度	2	0	0.0%	平成30年度	2	0	0.0%
	令和元年度	10	_	_	令和元年度	2	_	_	令和元年度	2	_	_
指標 <i>加</i> 事業	\ ら見た の 成 果		巣撤去、	ヒナの回		∖引き継き ≷績はほと						
	評価		A 高				E どちらとも	3 らいえない			(低	
2	事業の効	果性	(
	事業の効 評価の理		区民の生		≧性、快適	: いるか、 <u></u>						ン てはー
				()効率性(平価				
	, .				予算状況の内訳(千円)						決算状況	
事業	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源		都支出金	その他	流用		予算現額	決算額	執行率
業費	平成29年度	94	100%	94	0	0	0	0	0	94	0	0%
の 状	平成30年度	94	100%	94	0	0	0	0	0	94	0	0%
況	令和元年度	96	100%	96	0	0	0	_	_	_	_	_
					がくり課 <i>の</i> いています)契約して t。	こいる街路	各樹管理委	委託による	る対応にる	より、コス	ストを削
評価			/ 高				_	3 もいえない			(低	
3	事業の効	率性	(
③事業の効率性 評価の理由						旦等の観点 亜契約での						

【ステップ3】 総合評価	〇 拡充	◉ 継続	○改善	○統合	○廃止
本事業に係る所管課の意見総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の対応とます。・「拡充」:現状統一、では、・「・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、・、	カラス被害が区民生き事業を実施する必		『は大きく、区民の安	全・安心の確保	のため、引き続

Νo	10
----	----

	評価対象												
=	事 務	事業	(名	芝地区生	地区生活安全·環境美化活動推進事業 開始年度 平成 16 年度								
F.	斤		属	芝地区約	総合支所協働推進課協働推進係	種別		_					
F.	斤管	課	長	芝地区総合支所協働推進課長									
1	基 本	政	策	3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる									
I	女	策	名	(11)	多様なコミュニティの形成を支援する								
方	施 策 名		名	1	コミュニティ活動に取り組む多様な主体への支援				·				

	事業概要
事業の目的	区民、在勤者、在学者、町会・自治会等の地域団体、企業、関係機関等との連携により、地域の 防犯・交通安全等の取組のほか、環境美化推進の取組を通じ、安全で安心して快適に暮らすこと ができるまちをめざします。
事業の対象	区民、在勤者、在学者、町会・自治会等の地域団体、企業、関係機関等
事業の概要	・事業の概要 芝地区生活安全・環境活動推進事業は、条例に基づく地区(各地区総合支所管内)ごとの生活安全活動及 び環境美化活動を推進するための、「各地区生活安全・環境美化活動推進協議会」のうち、芝地区の生活 安全・環境美化活動推進協議会で実施する事業 ・構成団体 生活安全活動・環境美化活動の推進、地域の安全を脅かす課題の解決に取り組むため、町会・自治会、商 店会、防犯協会、保護司、PTA関係、民生・児童委員、本事業の目的に賛同する企業・団体・個人による 委員をもって構成 ・各種活動支援 地域の課題に応じた生活安全・環境美化に関する各種キャンペーンの共催、自主パトロールへの参加等に よる活動支援
根拠法令等	「安全で安心できる港区にする条例」「港区環境美化の推進及び喫煙による迷惑の防止に関する 条例施行規則」

	【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価
開始当時の背景・ これまでの経緯	平成16年から安全で安心できる条例に基づき、各地区生活安全推進協議会を設置しました。 ア成18年度からの区役所・支所改革により、各地区の地域特性に合わせ課題解決のために総合支所を中心とした活動を実施しています。
評価	A B C 高い どちらともいえない 低い
公益性 評 (情勢変化により 価 区が実施する意義 の に変化はないか)	©
着 明 (情勢変化により 点 区民ニーズとの不 整合はないか)	©
①事業継続の必要性	
①事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 参加者数が年々増加しているため、ニーズは十分にあり、継続の必要があります。

	【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価											
	②事業の効果性に係る評価											
		活動回数	(パトロー		9 7 * 0		実施する活動			協議	 会等開催	回数
事業	指標1			達成率	指標2	当初予定	実績	達成率	指標3	当初予定	実績	達成率
業 の	亚古 0.0左连	当初予定	実績		亚十00左车				亚十00左车			
成	平成29年度平成30年度	10	9	,-	平成29年度平成30年度	4,297 4,087	4,087 5,024	,-	平成29年度平成30年度	2	2	100.0%
果	令和元年度	10		100.0%	令和元年度	5,024	5,024	122.9%	令和元年度	2		T00.0%
		地域の課			┗━━━━━ 助果的な啓	啓発方法を やすい地域			また、4	∓間を通し	ごてキャン	ンペーン
	評価		A 高				どちらとも				低	
2	事業の効	果性	(122	
	事業の効 評価の理		地域の防は着々と	犯に対す 拡大して	る取組に	いるか、 は今後拡大 きす。 また いら、 効果	で で で で の 余地が た 、 新規参	があります 参加団体の	すが、環境 の増加に。	竟美化推進 より、地域	生に対する	
					3事業の)効率性(こ係る評	平価				
					予算状況	元の内訳	(千円)				決算状況	(千円)
事	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源	国庫支出金	都支出金	その他	流用	補正予算	予算現額	決算額	執行率
· 業 費	平成29年度	7,403	100%	7,403	0	0	0	-340	0	7,063	5,228	74%
の 状	平成30年度	7,184	100%	7,184	0	0	0	0	0	7,184	5,991	83%
況	令和元年度	7,028	100%	7,028	0	0	0	_	_	_	_	_
事業費から見た クリーンキャンペーンの参加人数が増加するほど、用意する物品の数も増加するため、今後予事 業 の 状 況 額の増加が見込まれますが、現段階では物品等を精査して予算の削減をしています。							今後予算					
平価 A 高い								3 らいえない			(低	C L
3	事業の効	率性										
	事業の効 評価の理		500人前	後もの在	勤者を含	旦等の観点 めた地域 リ安全で安	の方々が	実際に顔	を合わせ	てキャン	ペーン活	動する

【ステップ3】 総合評価	〇 拡充	◉ 継続	○改善	○統合	○廃止
本事業に係る所管課の意見総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の対応と記載を記述充し、このでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、のでは、	当キャンペーンを して参加しているの け合うこと等が期待 て今後も活動を継続	りで、顔を合わせ 寺できます。管轄	のエリア内での多	災害が起こった際	には協力して助

\square

	評価対象												
事	務	事 業	名	芝地区地	地域情報の発信	開始年度	平成	18	年度				
所			属	芝地区総合支所協働推進課地区政策担当 種別 -									
所	管	課	長	芝地区総合支所協働推進課長									
基	本	政	策	策 3 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる									
政		策	名	(11)	多様なコミュニティの形成を支援する								
施 策 名 ③ 地域活動情報の共有による地域コミュニティ意詞		地域活動情報の共有による地域コミュニティ意識の醸	成										

					事業概要
事	業	の	目	的	地域の活動・取組や、地域に伝えられてきた伝統・文化財などを発掘・紹介し、地域情報の共 有を図り、あらためて地域を考える契機を提供することを目的とします。
事	業	の	対	象	地区在住・在勤・在学者・芝地区に興味のある人
事	業	の	概	要	公募により参加した編集委員が年8回程度編集会議を開催し、地域情報紙の企画、編集を行います。また、編集委員が取材や原稿作成を行い、芝地区地域情報誌(タブロイド版8ページ)を年4回発行しています。 地域情報誌は、芝地区内戸別配布と、駅、町会や区有施設等への設置を実施しています。また、区ホームページにデータ化した地域情報誌を掲載し、情報の発信を行っています。
根	拠	法	令	等	

		【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価
	始当時の背景・ れまでの経緯	平成18年区役所・支所改革を契機に、総合支所が設置され、地域情報の発信を強化するため、各地区において地域情報誌を発行しています。
	評価	A B C 高い どちらともいえない 低い
評価の	公益性 (情勢変化により 区が実施する意義 に変化はないか)	0
着眼点	今日性 (情勢変化により 区民ニーズとの不 整合はないか)	0
①事	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	0
	「業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 全戸配布方式により、芝地区在住者にはあまねく行き渡り、また各施設等に設置する ことで在勤・在学者等にも手に取りやすい地域情報誌は、地域情報を定期的かつ確実に 伝える手段として、必要性の高い事業です。

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価 ②事業の効果性に係る評価 地域情報誌の発行回数 地域情報誌の発行部数 地域情報誌の配布箇所数 指標2 指標3 指標1 事 当初予定 実績 達成率 当初予定 実績 達成率 当初予定 実績 達成率 業 0平成29年度 4 4 100.0% 平成29年度 30.000 30.000 100.0% 230 210 91.3% 平成29年度 成 100.0% 平成30年度 4 4 平成30年度 30.000 30.000 100.0% 平成30年度 230 210 91.3% 4 230 令和元年度 令和元年度 31,000 令和元年度 編集スケジュールや編集委員の負担感を鑑み、安定した発行が実現できる回数です。 発行回数は、 発行部数は、地区内の住民増加に合わせ令和元年度から増刷し、新しい住民にも行き渡っています。 指標から見た 配布場所は地区内区有施設、病院、学校、金融機関、公共交通機関の駅、大使館等で、在勤・在学者へ 事業の成果 も地域の情報を広く発信しています。 R С 評価 低い 高い どちらともいえない 0 ②事業の効果性 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 公募による編集委員が多くの頁を取材・執筆し、芝地区在住・在勤・在学者に対して地域に密 ②事業の効果性 着した情報やまちの魅力を適切に紹介している誌面は、芝地区外の方からも送付依頼がある等-評価の理由 定の評価を得ており、同時に制作・発信者である編集委員の満足度も高い内容になっています。 ③事業の効率性に係る評価 予算状況の内訳(千円) 決算状況(千円) -般財源 その他 流用 補正予算 予算現額 年度 当初予算額 -般財源割合 国庫支出金 都支出金 決算額 執行率 事 平成29年度 100% 0 0 0 0 0 80% 7,828 7,828 7,828 6,241 費 0 0 -5037,328 100% 6,825 0 0 0 6,195 91% 平成30年度 6,825 状 況 7.136 100% 7.136 0 0 令和元年度 0 事業費から見た 仕様書の内容を見直しすることで、委託料の削減をすることができました。その結果、全体の 事 業 の 状 況 予算額も減少しました。 C 評価 高い どちらともいえない 低い 0 ③事業の効率性 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 企画・編集から各戸配布業務を含めた総事業決算額を総発行部数で除した発行単価は ③事業の効率性 約60円であり、効率的に事業を運営しています。 評価の理由

【ステップ3】 総合評価	〇 拡充	◉ 継続	○ 改善	○統合	○ 廃止
本事業に係る所管課の意見総合評価に係る具体的な理由(根拠)と来年度の対応と記載充しまます。・「継続」:現状維持・「改善」:対象等のでは、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が、が	全戸配布方式によ ことで在勤・在学者 伝える手段として、	f等にも手に取り ⁴			

No 12

		評価対象												
-	事務	事	業名	芝地区均	地区地区組織活動助成 開始年度 平成 17 年度									
j	听		属	芝地区総合支所協働推進課協働推進係 種別 一										
j	听 管	語	長	芝地区約	艺地区総合支所協働推進課長 									
	基本	政	策	1	1 地域の課題を自ら解決できるコミュニティをつくる									
j	玫	策	名	(4)	コミュニティの形成を進める人材や組織の育成を支持	受する								
施 策 名 ① コミュニティ活動に取り組む多様な主体の支援														

					事業概要
事	業	の	目	的	青少年の健全育成に貢献する母の会の活動について、事業の実施に伴う物品を助成することにより、母の会の育成を図ります。
事	業	の	対	象	芝管内 母の会(愛宕母の会、海岸地区連合母の会※休会中)
事	業	の	概		母の会が青少年の健全育成に資する活動を実施するための費用等を助成します。 【補助対象経費】 ① 活動指導者謝礼 ② 研修会、講習会等実施に伴う講師謝礼 ③ 青少年育成事業に係る消耗品等
根	拠	法	令	等	母の会に対する助成要項

		【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価
	始当時の背景・ たれまでの経緯	平成18年度の区役所・支所改革以降総合支所で母の会の活動を支援しています。
	評価	A B C 高い どちらともいえない 低い
評価の	公益性 (情勢変化により 区が実施する意義 に変化はないか)	©
着眼点	今日性 (情勢変化により 区民ニーズとの不 整合はないか)	©
①事	事業継続の必要性	©
①事	事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 青少年の健全育成を目的とした事業に対する支援として実施しているもので、公益性の 観点から継続は必要です。

	【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価											
	②事業の効果性に係る評価											
事業		事	事業実施数	数	U - I = 0	事業実施	における	参加者数				
	指標1	当初予定	実績	達成率	指標2	当初予定	実績	達成率	指標3	当初予定	実績	達成率
の 成	平成29年度	1	1	100.0%	平成29年度	300	150	50.0%	平成29年度			
果	平成30年度	1	1	100.0%	平成30年度	300	288	96.0%	平成30年度			
	令和元年度	1	_	_	令和元年度	300	_	_	令和元年度			
指標力 事業	、ら見た の 成 果	活動実施	间数、活	動参加者	が数はおま	おむね目標	悪通り達成		り、効果的	りに実施る	されている	ます。
	評価		<i>/</i> 高				E どちらとも	-			(低	
2	事業の効	果性	(
	事業の効 評価の理		ラジオ体 ニーズは	操の開催	状況につ えます。	いるか、 いては、 また、地 くなり、	毎年一定 3域住民か	≧件数の問 バラジオは	引い合わt 体操を通し	せが区にえ ごて交流る	入っており を図ること	
				(効率性に		平価				(==)
	左曲	11 to 27 fr to 1	AD DANGERY A	かい日本が左		の内訳		法田	サーマケ	マケロケ	決算状況	
事業	年度	当初予算額	一般財源割合			都支出金	-	流用	_	予算現額		執行率
業費の	平成29年度	92	100%		0	0	0	0	0	92	79	86%
の 状	平成30年度	92	100%		0	0	0	0	0	92	79	86%
況	令和元年度	92	100%	92	0	0	0	_	_	_	_	_
事業費から見た 執行率は90パーセントを切っており、 事 業 の 状 況 が増加していることを考慮し、ある程										もの数		
	評価			A B C 高い どちらともいえない 低い								
3	事業の効	率性		©								
	事業の効 評価の理		少ない助		くの青少	担等の観点 ◇年参加者						

【ステップ3】 総合評価	〇 拡充	◉ 継続	○ 改善	○統合	○廃止
本事業に係る所管課の意見総合評価に係る具体的な実施は根拠)と表生後の対応を記載します。・「拡統」:レベルアラ記載があり、で記載があり、でが、アウラン・「継続」:現状維持・「改善」:対象範囲の含む、は、で、大大大・「は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	愛宕母の会は、ラジ 主体的な活動を行っ つのイベントであり 体操現品であり 事業の継続は必要な 必要があります。	っています。現在 り、主体的な活動 そ行うことは妥当	助成対象となってし はすでに行われてる であるといえます。	いるラジオ体操は おり、区が本事業	、そのうちの1 を通し、ラジオ

Νο	13
----	----

	評価対象												
事	務	事 業	名	芝地区を	を人クラブ助成	開始年度	昭和	55	年度				
所			属	芝地区約	総合支所協働推進課協働推進係	種別		_					
所	管	課	長	芝地区約	b地区総合支所協働推進課長								
基	本	政	策	2	2 生涯を通じた心ゆたかで自立した地域での生活支援をする								
政	:	策	名 (1) 高齢者や障害者等のゆたかで自立した地域での生活支援をする				5						
施	:	策	名	3	③ いきがいづくりの推進と社会参加の促進【高齢者施設】								

	事業概要
事業の目的	港区内の老人クラブの行う活動を助成し、高齢期の生活を豊かなものとするとともに、いきいき とした高齢社会の実現に資することを目的とします。
事業の対象	芝地区内の老人クラブ
事業の概要	芝地区内の老人クラブが活動を実施するための経費の一部を助成します。 【助成金の基準】 正会員の人数によって助成金の額を決定します。 【助成対象経費】 老人クラブの活動の内、①社会奉仕活動②健康を進める活動③いきがいを高める活動④その他の社会活動(助成金の対象外経費①交際費②種類等の食料費③その他不適当と認める活動) 【事務手続】 老人クラブからの申請、活動報告に基づき、助成金の交付決定及び支出等を行います。
根拠法令等	老人福祉法 港区老人クラブ活動助成要綱

		【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価
	始当時の背景・ これまでの経緯	平成18年度からの区役所・支所改革により、各地区において助成に関する事務を実施し ています。
	評価	A B C 高い どちらともいえない 低い
評価の	公益性 (情勢変化により 区が実施する意義 に変化はないか)	
着眼点	今日性 (情勢変化により 区民ニーズとの不 整合はないか)	
①事	『業継続の必要性	
①事	事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 高齢化が進む一方で、老人クラブの会員数は年々減少しているという現状の中、事業 継続する上での課題はあるものの、区が行う活動助成は老人クラブ活動の基盤となって おり、継続する必要があります。

【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価 ②事業の効果性に係る評価 老人クラブ数 老人クラブ会員数 老人クラブ活動回数 指標1 指標2 指標3 事 当初予定 実績 達成率 当初予定 実績 達成率 当初予定 実績 達成率 業 \mathcal{O} 100.0% 平成29年度 平成29年度 96.8% 平成29年度 15 15 883 855 2,093 2,563 122.5% 成 15 平成30年度 15 100.0% 855 812 95.0% 2.563 2.577 平成30年度 平成30年度 100.5% 果 令和元年度 15 令和元年度 812 令和元年度 2.577 指標から見た|会員数が年々減少傾向にあり、新たな会員や担い手の確保等の課題はありますが、活動回数は維 事 業 の 成 果|持しており、また指標はいずれも80パーセントを超える達成率となっています。 С Α 評価 どちらともいえない 低い 高い 0 ②事業の効果性 (事業の目的を実現できているか、区民のニーズに応える手段として妥当か) 老人クラブ活動は、会員の生きがいや健康づくりの役割を担っています。区による活動 ②事業の効果性 助成は老人クラブ活動の基盤となっており、継続する必要があります。 評価の理由 ③事業の効率性に係る評価 予算状況の内訳(千円) 決算状況 (千円) 国庫支出金 都支出金 その他 流用 年度 当初予算額 一般財源割合 -般財源 補正予算 予算現額 決算額 執行率 事 業 平成29年度 5.220 100% 5.220 0 0 0 0 0 5.220 4.858 93% 費 0平成30年度 5.178 100% 5.178 0 0 0 0 0 5,178 4,778 92% 状 況 0 0 5.106 100% 5,106 0 令和元年度 事業費から見た┃会員数の減少に伴い、予算額が減少していますが、執行率は高く適切に業務が行われています。 事 業 の 状 況 今後も事業費の減少が進んでいくものと考えられます。 Α R C 評価 高い どちらともいえない 低い 0 ③事業の効率性 (費用対効果や受益者負担等の観点から、コストに見合う成果が得られているか) 会員数は減少しているが、活動回数は多く精力的に活動しています。予算執行率が90 ③事業の効率性 パーセントを超えており、費用対効果が高いといえます。 評価の理由

【ステップ3】 ◉ 継続 ○ 改善 ○統合 ○廃止 〇 拡充 総合評価 本事業に係る 所管課の意見 今日、加入年齢に該当する世代の中には"現役"として活躍している人が少なくな く、また他のサービスが充実している現代において、老人クラブ会員の減少は否めず、 総合評価に係る具体的な理 由(根拠)と来年度の実施 今後、本事業の継続に向けて動くのか、あるいは時代の変化に伴い、事業縮小となるの 内容(又は廃止後の対応) か検討が必要な段階といえます。 を記載します。 「拡充」:レベルアップ しかし、実際に老人クラブ活動を行っている会員らにとって、クラブ内での活動は生 「継続」:現状維持 きがいや健康づくりといった大きな役割を果たしていることから、現段階においては本 「改善」 :対象範囲、 事業の活動助成は継続していく必要があります。 業規模、実施方法等の変更 一部廃止、縮小を含む) 「統合」:他事業と統合

N o 14

	評価対象												
事	務	事 業	名	区民交道	通傷害保険	開始年度	平成	14	年度				
所			属	芝地区約	総合支所協働推進課協働推進係	種別		_					
所	管	課	長	芝地区約	生地区総合支所協働推進課長								
基	本	政	策										
政	策 名 (31) 経営力を強化し、諸施策を着実に推進する				経営力を強化し、諸施策を着実に推進する								
施	:	策	名	2	基礎自治体として自主・自立した行財政運営の確立				·				

	事業概要
事業の目的	区民の生活の安定と福祉の増進に寄与することを目的として、交通事故による災害を受けた区民 を救済するための交通傷害保険事業を実施しています。
事業の対象	保険開始時点(毎年度4月1日)で港区に住所のある方
事業の概要	民間の保険よりも少額の保険料で加入することができる交通傷害保険です。自転車、原動機付自転車、飛行機、船舶などによる交通事故に対して、入院や通院治療日数と通院治療期間に応じて保険金が支払われます。また、保険料を400円上乗せして自転車賠償責任プランを付加することにより、自転車の加害事故による損害賠償金等も補償されます。なお、東京都で実施していた「交通災害共済事業」が平成13年度末を以て廃止したことから、平成14年度より「交通災害共済事業」の仕組みを受け継いだ現行の保険制度を実施しています。 ■募集時期:2月から3月 ■保険料:掛捨 ■保険期間:1年間(毎年4月1日から3月31日) 平成30年度募集より料金が改定されました。 (平成30年度財源内訳 報賞費:232 需用費:405)
根拠法令等	港区民交通傷害保険事業要綱

	【ステップ1】①事業継続の必要性に係る評価
開始当時の背景・ これまでの経緯	昭和43年4月以降、特別区交通災害共済(23区共同事業)が行われていました。 平成12年7月、特別区長会で特別区交通災害共済を平成14年3月末に廃止することを決定されました。 その代替案として、損保ジャパン日本興亜から区民交通傷害保険を提案され、区民交通傷害保険制度ができました。 平成14年4月、港区で採用され、現在に至ります。
評価	A B C 高い どちらともいえない 低い
公益性 評 (情勢変化により 価 区が実施する意義 の に変化はないか)	
着 明 (情勢変化により 点 区民ニーズとの不 整合はないか)	1 I
①事業継続の必要性	
①事業継続の必要性 評価の理由	(歴史的役割を終えていないか、区の関与は必要か、代替可能な事業はないか) 令和2年度から、東京都において自転車利用者の自転車損害賠償保険の加入が義務化される ことを受け、今後ますます他の保険の内容が充実していくことが想定されます。将来的に区が 特定の保険のみ受け付けることの妥当性について検討すべきですが、加入義務化によってこれ まで以上に区民に保険加入を促していく必要があり、加入促進の観点から、当面は継続してい く必要があります。

	【ステップ2】②事業の効果性・③事業の効率性に係る評価											
				(②事業の	効果性(こ係る評	 平価				
		区民交通傷	=====================================									
事業	指標1	当初予定	実績	達成率	指標2	当初予定	実績	達成率	指標3	当初予定	実績	達成率
の 成	平成29年度	6,644	6,517	98.1%	平成29年度				平成29年度			
果	平成30年度	6,517	6,643	101.9%	平成30年度				平成30年度			
	令和元年度	6,643	6.454	_	令和元年度		_	_	令和元年度		_	_
指標が事業	v ら 見 た の 成 果	加入者数	はほぼ横	ばいです	•							
	評価		/ 高				E どちらとも	3 らいえない			(低	
2	事業の効	果性					(
	事業の効 評価の理		効果性と	しては、 当な業務	区民二一	: いるか、 - ズと安全 - 、一定数	確保に対	対応してい	います。			で推移し
				(③事業の	効率性に	こ係る評	平価				
						兄の内訳	-				決算状況	
事業	年度	当初予算額	一般財源割合	一般財源		都支出金	その他	流用	補正予算		決算額	執行率
業費	平成29年度	739	100%	739	0	0	0	0	0	739	528	71%
の 状	平成30年度	637	100%	637	0	0	0	0	0	637	572	90%
況	令和元年度	665	100%	665	0	0	0	_	_	_	-	_
	から見た の 状 況		加入者数	を踏まえ	之、全額を	を精査した	-予算を記	†上してね	おり、執行	庁率は高い	ハ状況にる	ありま
	評価		A B 高い どちらともいえない) い		
③事業の効率性			©									
③事業の効率性 評価の理由			加入者を	全て手入		登等の観点 一年を通 €せん。						

【ステップ3】 0 拡充 ◉ 継続 ○ 改善 ○統合 ○ 廃止 総合評価 本事業に係る 区民交通傷害保険と同種の保険については、複数の保険会社で取り扱いがあり、全日本 所管課の意見 交通安全協会やセブンイレブン、ローソン等が窓口となってインターネットやコンビニ 店頭端末から年間を通じて加入できるほか、割安な家族プランや示談交渉サービスがあ 総合評価に係る具体的な理 るなど、内容が充実しているものが多く、区民にとって選択肢が十分にあります。ま 由(根拠)と来年度の実施 た、事務負担が大きい反面、加入者数が伸びておらず、事業の効果性・効率性ともにあ 内容(又は廃止後の対応) まり高いとはいえない状況です。 を記載します。 「拡充」:レベルアップ ただし、令和2年度から、東京都において自転車利用者の自転車損害賠償保険の加入が 「継続」:現状維持 義務化されるため、区でもこれまで以上に区民に保険加入を促していく必要がありま 「改善」:対象範囲、 す。加入促進の観点から、区が受付窓口となっている保険についても当面は継続してい 業規模、実施方法等の変更 くことが必要です。 (一部廃止、縮小を含む) ・「統合」:他事業と統合